佐倉市指令第６６２号

一般廃棄物処分業許可証

住所　　千葉県佐倉市大作二丁目２番地１
氏名　　株式会社　佐倉環境センター
　　代表取締役　小出　直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の許可を受けた者であることを証する。

令和　８年　８月　３１日

佐倉市長　西田　三十五

１	許可の年月日	令和　８年　４月　１日（許可更新） 令和　８年　８月　３１日（変更許可・代表者変更）
２	許　可　番　号	一廃第３３号
３	許　可　期　間	自　令和　８年　４月　１日 至　令和１０年　３月３１日
４	業　　種	一般廃棄物の処分　（中間処理：破砕）
５	事業の範囲	

(処理能力)

当該施設の処理能力は、８６０ｔ／日とし、内訳は下記のとおりである。

① 木くず　(破砕)：２５２ｔ／日
② 廃プラスチック類　(破砕)：７３ｔ／日
③ コンクリートの破片その他これに類する不要物(破砕)：５３５ｔ／日

(取り扱う一般廃棄物の品目)

当該施設で処理が認められる一般廃棄物の品目は下記のとおりである。なお、一般廃棄物が対象であるため、排出者の確認を適正に行うこと。

① 樹木、枝、竹、廃木材　　②がれき類
③ スプリングマットレス　(ベッドフレームを含む)
④ スプリングソファーベッド　　⑤断熱材
⑥ ピアノ、オルガン、エレクトーン
⑦ フロン類使用機器　(特定家庭用機器再商品化法対象品目を除く)

【裏面につづく】

6　許可条件

（1）　事業場所在地は、佐倉市大作二丁目２番地１とする。

（2）　周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないこと。

（3）　佐倉市一般廃棄物処理計画に、積極的に協力すること。

（4）　事故、故障等が発生した場合は、速やかにその状況を報告すること。

（5）一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めた場合は、速やかに報告すること。

（6）佐倉市及び関係機関の指導に従うこと。

（7）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び関連法規を遵守すること。

（8）許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。

（9）処分業又は許可取消しに伴う損失補償等は一切行わない。